

令和8年度  
北名古屋市教育委員会基本方針

令和8年3月  
北名古屋市教育部

## 第3期北名古屋市教育大綱に掲げられた「基本施策」

### ① 自らを高め、たくましく生き抜く力の育成

全ての児童生徒が確かな学力の向上と心身の健康の増進を図り、自らを高め、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育成します。

### ② 多様な人々と協働し社会の創り手となる人材の育成

あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となる人を育成します。

### ③ 可能性を伸ばす一人一人に適した教育支援の充実

個々の幸せが実現できるよう、家庭環境や障害の有無などに関わらず一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育支援を充実します。

### ④ 系統性のある子育て支援の充実

子どもたちを取り巻く様々な教育課題に対応するため、切れ目のない継続的・包括的支援体制を充実します。

### ⑤ 人と人がつながる地域とともにある学校づくり

地域の人々の「つながり」や「かかわり」により子どもたちの成長を支援することで、個人の幸せと地域全体の豊かさの増進を目指します。

### ⑥ 生涯学び続けられる環境の充実

人生100年時代の多様化する学習ニーズを支え、誰もが学び・学びあう喜びを享受できるよう、学習機会の充実、関連施設の機能強化を図ります。

### ⑦ ともに創り、育む文化芸術の伸展

市民とともに文化芸術を創り、育む風土を醸成し、心豊かで多様な価値感を尊重する地域社会の形成を目指します。

### ⑧ 楽しいスポーツ・レクリエーションの推進

自らの健康や人とのつながりを感じながら、スポーツを楽しむ機会を提供します。

## 学校教育課

### 1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標として行うものである。

その実現には、「自ら考え、互いに支え合い、高め合うことのできる北名古屋の学び」を進め、持続可能な社会の創り手を育む学校教育を推進する。

### 2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における学校教育課の分野

- 「①自らを高め、たくましく生き抜く力の育成」
- 「②多様な人々と協働し社会の創り手となる人材の育成」
- 「③可能性を伸ばす一人一人に適した教育支援の充実」
- 「④系統性のある子育て支援の充実」
- 「⑤人と人がつながる地域とともにある学校づくり」

### 3 基本施策に係る取組の柱

- (1) 持続可能な社会の創りてとして自立し、新たな価値を生み出していく力の育成
  - ア 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
    - 探究的な学びの推進
    - 学びの環境の充実
  - イ 持続可能な社会の創り手の育成に向けたキャリア教育の推進
    - 発達段階に応じたキャリア教育の充実
    - 地域と連携したキャリア教育の推進
  - ウ グローバル社会で活躍できる力の育成
    - 外国語教育の充実
  - エ 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進
    - 情報活用能力の育成
    - ICTの効果的な活用
    - 情報モラル教育の充実
- (2) 多様性を尊重し、様々な選択肢の中で一人一人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力の育成
  - ア 豊かな心を持ち、実践力を伴った道徳性・社会性の育成
    - 道徳教育の充実
    - いじめ防止対策の充実
    - 人権教育の推進
    - 主権者教育の推進

- イ 不登校児童生徒への支援の充実
  - 早期対応・早期支援の充実
  - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
  - 家庭からの相談体制の充実
  - 多様な学びの場の確保
- ウ インクルーシブ教育システムの推進
  - 連続性のある多様な学びの場における支援・指導の充実
- エ 外国人児童生徒等への支援の充実
  - 学校における日本語教育の充実
- (3) 誰もが幸せや生きがいを感じられるよう、健やかな体と心の育成
  - ア 学校・家庭・地域の連携・協働による地域教育力の向上
    - コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
    - 部活動の地域展開の推進
  - イ 家庭教育・子育て支援・子どもの貧困対策の充実
    - 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実
    - 学校等における子どもたちへの支援
  - ウ 健やかな体の育成
    - 学校体育の推進
    - 健康教育の推進
    - 学校等における食育の推進
- (4) 子どもの意欲と教職員の働きがいを高める魅力的な学びの環境づくりの推進
  - ア 優れた教職員の確保と働き方改革の推進
    - 教員の資質向上
    - 学校における働き方改革の推進
    - 教員の休み方改革プロジェクトの推進
  - イ 安全・安心な学校づくりの推進
    - 学校施設・設備等教育環境の整備及び充実
    - 防災教育の充実
    - 学校安全体制の充実
  - ウ 教育D Xの推進及びI C T教育環境の整備
    - I C T教育の推進
    - 校務D Xの推進
    - I C T教育に係る環境の整備

# 生涯学習課

## 1 基本方針

生涯学習・文化芸術を取り巻く社会の状況は、少子高齢・人口減少、家庭教育の困難化、社会のつながりの希薄化が一層進んでいます。加えて、国際紛争、自然災害及び環境問題など社会環境は大きく変化し、これまでにない激動の時代に、私たちは人生100年時代を迎えています。そのような中、我が国が目指すべき未来社会の姿としてSociety5.0が提唱され、モバイルデバイスの普及により技術革新が急速に進んでいます。

こうした状況を背景に、第3期北名古屋市教育大綱に定められた基本施策の実現に向け、生涯学習・文化芸術分野の具体的施策に取り組みます。

## 2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策における生涯学習課の分野

「⑥生涯学び続けられる環境の充実」

「⑦ともに創り、育む文化芸術の伸展」

## 3 基本施策に係る取組の柱

### (1) 幸福や生きがいを感じられる学び

#### ア 地域ニーズをとらえた学習活動の充実

- 人材登録制度の活用
- コミュニティスクール事業の推進
- 地域での生涯学習講座の開催
- 多様な学習機会の提供
- 地域・家庭の教育力の向上

### (2) ライフステージの変化に対応した学び

#### ア リカレント教育の推進

- 社会人が利用可能な教育機関や学習機会の情報発信による環境整備
- 社会人のスキルアップや学び直しの契機となる講座の開催

#### イ 大学等との連携による環境づくり

- 大学との連携事業
- 様々な主体との連携による多様な学びの機会の提供

### (3) 読書活動の推進

#### ア 図書館・学校図書館の充実

- 「北名古屋市子ども読書活動推進計画」における施策の推進
- 図学連携事業の推進
- 読書環境の整備

- (4) 文化施設の機能強化
  - ア DX推進による利便性の向上
    - 施設保全と機能向上に向け施設修繕を計画的に実施
    - DXの推進による利便性の向上と学習環境の充実
- (5) 伝統や文化等の継承
  - ア 文化・歴史遺産の保護活用
    - 歴史、文化遺産の継承に向けた保護と支援
    - 歴史、文化遺産の周知と活用の推進
- (6) 文化・芸術活動による豊かな心の育成
  - ア 伝統や文化に関する教育の推進
    - 子ども文化体験推進事業の推進
    - 伝統、文化関係団体との世代間交流の推進
  - イ 文化芸術に触れる機会の創出
    - 多様な文化芸術活動に触れる機会の提供
- (7) 地域の豊かさの向上
  - ア 博物館活動の拡充と集客力向上
    - 展示の充実による来館者満足度の向上
    - 「誰もが楽しめる博物館」の実現に向けた展示環境のユニバーサル化の推進
  - イ 地域的課題への取組
    - 地域の多様な主体との連携による博物館活動の充実
    - 回想法事業を軸とした地域、社会的課題への対応

## スポーツ課

### 1 基本方針

国は、令和4（2022）年3月にスポーツ基本法第9条第1項に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。「第2期スポーツ基本計画」の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の2つの大きな出来事によって、改めてスポーツの重要性として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すこととなっています。

本市においても、子ども達の豊かなスポーツ環境の構築をはじめ、市民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するために市民スポーツを推し進める施策として各種事業に取り組みます。

### 2 第3期北名古屋市教育大綱の基本施策におけるスポーツ課の分野

「⑧楽しいスポーツ・レクリエーションの推進」

### 3 基本施策に係る取組の柱

#### (1) 子どものスポーツ活動の充実

近年、問題視されている子どもの体力低下について、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが、望ましいとされる動きや身体を操作する能力を獲得し運動習慣形成を図り、健康づくりに寄与します。

ア 幼児期に身体を動かす取組

イ 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立

ウ トップレベルの選手・指導者との交流機会の創出

#### (2) スポーツに関わる機会の創出

市民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会を構築します。

ア 特定の年齢層をターゲットにしたスポーツイベントの開催

イ 気軽に参加できるスポーツイベントの開催

#### (3) スポーツ環境の構築、人材の育成

市民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するとともに、スポーツに関わる人材の育成等を進めます。

ア 沖村西部地区調整池の上部利用の整備

イ スポーツ指導者の育成

ウ スポーツ推進委員の育成

(4) スポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用

市民のスポーツ参画人口を増加させるため、市の管理するスポーツ施設の環境整備と学校体育施設の有効活用を促進します。

ア スポーツ施設の利便性向上

イ 既存施設の有効利用